

総合計画の基本的な構成(たたき台)

第1章 はじめに

1. 総合計画の目的
2. 総合計画の性格
3. 総合計画の期間
4. 総合計画の対象地域

第2章 自転車利用の現状と課題

1. 豊島区の概要
2. 豊島区の放置自転車対策
3. 自転車利用者の実態
4. 自転車の利活用にあたっての課題

第3章 自転車利用の基本的理念(将来像)

1. 基本的理念
2. 計画の基本方針

第4章 計画の体系

1. 交通・自転車施策のあり方(交通・自転車利用施策の推進)

自転車利用の利便性の向上  
 自転車利用者の安全性の確保と走行環境の整備  
 歩行者の安全確保  
 マナー・ルール啓発普及  
 自転車を含む交通ネットワークの見直し・整備

2. 放置自転車の整理、撤去、保管、処分など違法駐輪対策のあり方(…対策の推進)

違法駐輪防止の徹底  
 駐車場の適正利用の推進  
 行政の推進体制の強化と公民の協力体制の確立

3. 自転車駐車場のあり方(自転車駐車場の適切な整備の推進)

駐車場の収容能力の拡大(駐車場の適正配置)

第5章 施策の展開、重点施策

(参考)他の自治体の計画の構成

(練馬区) H12年度～22年度

第1章 総合計画の基本的な考え方

- 1 背景および目的
- 2 位置づけ
- 3 期間
- 4 対象とする区域
- 5 名称
- 6 その他

第2章 自転車利用の現状と課題

- 1 練馬区の概況
- 2 自転車対策の現状
- 3 自転車利用に関する各種アンケート
- 4 平成22年度自転車需要予測

第3章 交通施設の整備

- 1 自転車駐車場の整備
- 2 買い物客用自転車駐車場の整備
- 3 自転車走行環境の整備

第4章 自転車利用の適正化

- 1 適正な交通手段の確保
- 2 放置自転車対策の強化
- 3 自転車の利用に関するルール

第5章 都市端末交通の整備

- 1 レンタサイクルシステム
- 2 コミュニティサイクルシステム

第6章 関係行政機関との連携強化

- 1 国・都との連携
- 2 近隣自治体との連携
- 3 関係行政機関との連携における課題

第7章 駅別自転車駐車場整備計画

- 1 駅別自転車駐車場整備計画の考え方
- 2 駅別データカルテ
- 3 駅別自転車駐車場整備計画

(世田谷区) H13年度～22年度

第1章 計画の総論

- 1 総合計画策定の背景と目的
- 2 総合計画の基本的考え方と取り組みの体系
- 3 総合計画の対象区域及び期間

第2章 自転車等の駐車対策

- 1 駐車対策の方針
- 2 自転車等駐車場の環境整備
- 3 適正な自転車利用の啓発
- 4 自転車利用のルールに反した放置自転車等の撤去

第3章 自転車利用の推進方策

- 1 計画推進の方針
- 2 総合的自転車利用の促進
- 3 推進体制

第4章 駅別対策

(杉並区) H10年度～19年度

第1章 総論

- 1 総合計画策定の背景
- 2 総合計画の目的
- 3 総合計画の基本的考え方と体系
- 4 総合計画の性格
- 5 総合計画の対象区域
- 6 総合計画の期間
- 7 総合計画の体系図

第2章 自転車利用の現状と課題

- 1 杉並区の概要
- 2 区における放置自転車対策
- 3 自転車利用に関する各種実態調査
- 4 自転車利用の課題

第3章 自転車対策の基本的理念

- 1 基本的理念
- 2 自転車対策の基本方針

第4章 自転車駐車場の整備

- 1 自転車駐車場整備の基本的考え方
- 2 自転車駐車場整備主体
- 3 買物用自転車駐車場の整備
- 4 附置義務自転車駐車場の整備の充実
- 5 民営自転車駐車場整備の積極的支援

第5章 駐車場整備の進め方

- 1 目標の年次
- 2 駐車場整備の進め方
- 3 自転車駐車場整備目標値の設定
- 4 区内18駅の自転車駐車場整備目標値
- 5 区外隣接駅の自転車駐車場整備方針

第6章 放置自転車の撤去等に関する措置

- 1 放置禁止区域の指定
- 2 放置自転車の撤去等

第7章 自転車走行環境の整備

- 1 基本的考え方
- 2 自転車走行路等の整備
- 3 交通安全施設等の整備
- 4 自転車走行モデル区域

第8章 自転車利用に関するルールの周知

- 1 安全で快適な自転車利用のために
- 2 自転車利用者の責務
- 3 自転車利用のルール・マナーの向上に向けて

第9章 自転車等の駐車対策に関するその他の措置

- 1 原動機付自転車の取扱い
- 2 レンタサイクルの取扱い

第10章 鉄道事業者が講ずる措置

- 1 鉄道事業者の基本的姿勢
- 2 鉄道事業者としての対応

第11章 施策の推進にあたって

- 1 関係機関との連携強化
- 2 区民一人ひとりの活力の結集
- 3 財源の確保

(新宿区) H10年度～19年度

第 編 総合計画策定にあたっての基本認識

- 1 計画の目的・性格
- 2 計画の視点
- 3 計画の期間
- 4 計画の構成
- 5 計画の体系と事業執行の仕組み
- 6 計画の推進にあたって

第 編 自転車等の利用実態等

- 1 背景
- 2 自転車等利用の実態
- 3 自転車等放置の実態
- 4 自転車等駐車対策の現状

第 編 新宿区における自転車等利用のあり方

- 1 新宿区における駅周辺への自転車等利用のあり方

第 編 計画の内容

- 1 目標・期間
- 2 計画対象区域
- 3 自転車等駐車場の整備目標量
- 4 自転車等駐車場の配置
- 5 自転車等駐車場の設置主体
- 6 鉄道事業者の講ずる措置
- 7 放置自転車等の撤去・保管・返還・処分・整理
- 8 自転車等利用者等への啓発
- 9 自転車等駐車場等の利用調整に関する事項

(中野区) H9年度～18年度

第1章 計画の基本的考え方

- 1 計画の目的
- 2 計画の期間
- 3 計画の対象区域
- 4 計画の性格
- 5 計画の構成

第2章 計画の背景

- 1 自転車利用の現状
- 2 自転車利用の課題

第3章 課題別の事業計画

- 1 基本方針
- 2 施策の体系
- 3 自転車駐車場の整備環境
- 4 自転車利用の適正化

第4章 各駅周辺の事業計画

第5章 計画の推進のために

- 1 関係機関の連携強化
- 2 地域におけるとりくみの推進

## 第1章 はじめに

### 1. 総合計画の目的

(例)この計画は、自転車都市交通手段として位置づけ、その利用に関する駐車施設・自転車道等の環境整備と、利用者のルールとマナーの向上を図り、放置自転車等のない、歩行者と自転車利用者の安全で快適なまちづくりを進めることを目的とする。

(ポイント)

\*「自転車法」による総合計画という点では、あくまで「駐車対策に関する」という前提となるが、「自転車の利活用」という観点からは、プラスアルファの部分をごくまで目的の中に取り込むべきかがひとつの議論となる。

### 2. 総合計画の性格

(例)この計画は、「自転車法」第7条第1項に定める性格を持つ。また、豊島区基本構想・同基本計画、豊島区都市計画マスタープラン、交通安全計画等の上位・関連計画等との整合性を確保しながら、自転車利用に関する総合的な施策の指針を示したものである。

(ポイント)

\*他区の例によると、他の関連計画との関係で総合計画がどのような位置を占めるものなのか等を紹介している。

計画の概念図(他の計画との関係など)

### 3. 総合計画の期間

(例)計画の期間は平成 年度から 年度までの 年間である。(概ね10年程度の自治体が多い)ただし、社会経済情勢の変化や、区の都市計画・まちづくりの基本方針などに変更が行われる場合には、必要に応じ(概ね 年を目安に)見直しを行うものとする。

(ポイント)

\*当初計画期間は10年と定める自治体が多い。

### 4. 総合計画の対象地域

(例)この計画の対象となる区域は、豊島区全域とする。

(ポイント)

\*区内全域を対象区域とし、駐車場整備対象となる駅を「対象駅」として定める自治体が多い。

## 第2章 自転車利用の現状と課題

(ポイント)

\*これまでに検討してきた資料および今後新たに分析される調査結果に基づく現状・課題の記載等。

### 1. 豊島区の概要

(例)人口、世帯、交通機関利用の実態など。

(ポイント)

\*人口や地域特性、鉄道利用の状況など、自転車利用・放置の背景となる基礎的なデータを紹介する。

### 2. 豊島区の放置自転車対策

(例)施策の概要、放置禁止区域、駐車場・置場の整備状況、撤去活動の状況、保管所の整備状況、付置義務、民間駐車場の整備状況、普及啓発活動など。

(ポイント)

\*豊島区が過去から今日に至るまで行ってきた放置自転車対策事業の紹介を行う。

### 3. 自転車利用者の実態

(例)実態調査の分析結果など。

(ポイント)

\*駐車場利用者や放置者の実態調査の分析結果等を紹介する。

### 4. 自転車の利活用にあたっての課題

(例)自転車の位置づけの明確化、駐車場の確保・増設、自転車走行環境の改善、利用者のマナー、交通体系の整理など。

(ポイント)

\*地域特性、現行の事業、実態調査の結果等を踏まえ、豊島区の自転車利用、駐車場整備について課題となる事項を記述する。

### (現状と課題に係る、全体会・分科会で出た主な意見等)

- \*稼働率が上がらない駐輪場の利用について議論することも重要ではないか。
- \*駐輪場があるのに利用してもらえない現状があるのはどうしてなのか、協議会で議論すべき問題である。

### 第3章 自転車利用の基本的理念(将来像)

#### 1. 基本的理念

(例)「自転車利用者・歩行者にやさしいまち としま」など。

(ポイント)  
\* 地域特性や、住宅地と駅前など、一律に言葉に反映するの  
かという議論もあると思われる。

#### 2. 計画の基本方針

(例)

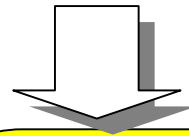
自転車の適正な利用について、たとえば放置禁止区域や撤去体制、適正な需要と利用抑制、教育、普及啓発、利用者の責務、費用負担、歩行者の安全性の確保等の基本的な考え方を明記するなど。

自転車駐車場の整備について、たとえば行政・鉄道事業者・商店等の役割分担と責務についての基本的な考え方を明記するなど。

自転車を都市交通手段として位置づけをするにあたって、たとえば既存の交通ネットワークや自動車利用の見直し等の基本的な考え方を明記するなど。

(ポイント)  
\* 自転車利用の観点から目指すべき豊島区の将来像を掲げるべきとの意見あり。

(ポイント)  
\* 将来像を実現するための、基本的な考え方を示し、次章の  
計画の体系につなげていく。



#### (基本理念・基本方針に係る、全体会・分科会で出された主な意見等)

- \* 自転車問題・放置対策は「まちづくり」の一環として、区民、商店会、鉄道事業者、道路管理者、区がそれぞれ協働して取り組まなければ解決できない問題である。
- \* 自転車法に基づく施策について、特に鉄道事業者、道路管理者には協力が必要である旨を強く求めていきたい。
- \* 各団体・自転車利用者も法律やルール・マナーを認識し、それぞれの役割と責任を果たしていくという「協力体制」が放置自転車対策の推進につながる。
- \* 区の基本計画や都市計画マスタープランなどまちづくり全体の考えの中で自転車・歩行者をどう考えるのが議論が必要である。
- \* 区全体の大きな議論と各地域の特性をふまえた議論が必要である。
- \* 総合計画の「タイトル」は広めに設定し、各関係機関のそれぞれの役割分担を明示されたい。
- \* 駐輪場の利用を促進するのか、あるいは距離が短いところに住んでいる者の「抑制」を図るのか、議論が不足している。
- \* こういふことを(自転車利用者)求めていくんだということを基本理念とすべきである。
- \* 自転車と歩行者の「自己責任」が基本的に守られていないのが問題である。
- \* 自転車利用者と歩行者、両者の「危機管理」という考え方を盛り込むことも非常に重要ではないか。
- \* 放置自転車問題は各々が合理的な役割分担をもって解決しなければならないと認識している。



第4章 計画の体系

(ポイント)  
\*「あり方」等の抽象的な表現ではなく、わかりやすく、具体的なものにすべきとの意見あり。以下、2・3も同じ。

1. 交通・自転車施策のあり方 (例:交通・自転車利用施策の推進)

(例)  
自転車利用の利便性の向上  
\* レンタサイクル等の新しい利用システムの開発・導入や、駐輪場の施設、運営方法の改善により、自転車利用者の利便性の確保を図る、等。  
自転車利用者の安全性の確保と走行環境の整備  
\* 自転車の動線を踏まえて、可能な限り自転車と自動車、歩行者の効果的な分離を行い、自転車利用者の安全性の確保と走行環境の整備を図る、等。  
歩行者の安全確保  
\* 道路利用の方法の見直しなど、歩行者の視点に立った安全性の確保を図る、等。  
マナー・ルールの啓発普及  
\* 交通ルールや自転車利用のモラル・マナーについて区民の意識を高めるため、自転車利用者の責務・義務や交通ルールに関する教育を推進するとともに、近隣自治体への働きかけを行っていく、等。  
自転車を含む交通ネットワークの見直し・整備  
\* 自転車利用者の動向や歩行者の動線等の分析を踏まえ、公共交通機関、道路管理者が一体となった交通ネットワークの見直し・整備を図る、等。

2. 放置自転車の整理、撤去、保管、処分など違法駐輪対策のあり方 (例: …対策の推進)

(例)  
違法駐輪防止の徹底  
\* 放置禁止区域の新規設定・拡大や撤去体制の強化を行い、違法駐輪防止の徹底化を図る、等。  
駐車場の適正利用の推進  
\* 自転車利用者の駐輪需要を性格に把握するとともに、駐車場の収容能力の適格な設定や一部自転車の利用抑制等により、需要と供給の均衡化を図る、等。  
行政の推進体制の強化と公民の協力体制の確立  
\* 関係行政機関の推進体制を強化するとともに、鉄道事業者、商店街、町会等との協力体制の確立により、自転車利用に係る問題点や課題の明確化・共通認識を図り、各種対策の効果的運用を行う、等。

3. 自転車駐車場のあり方 (例:自転車駐車場の適切な整備の推進)

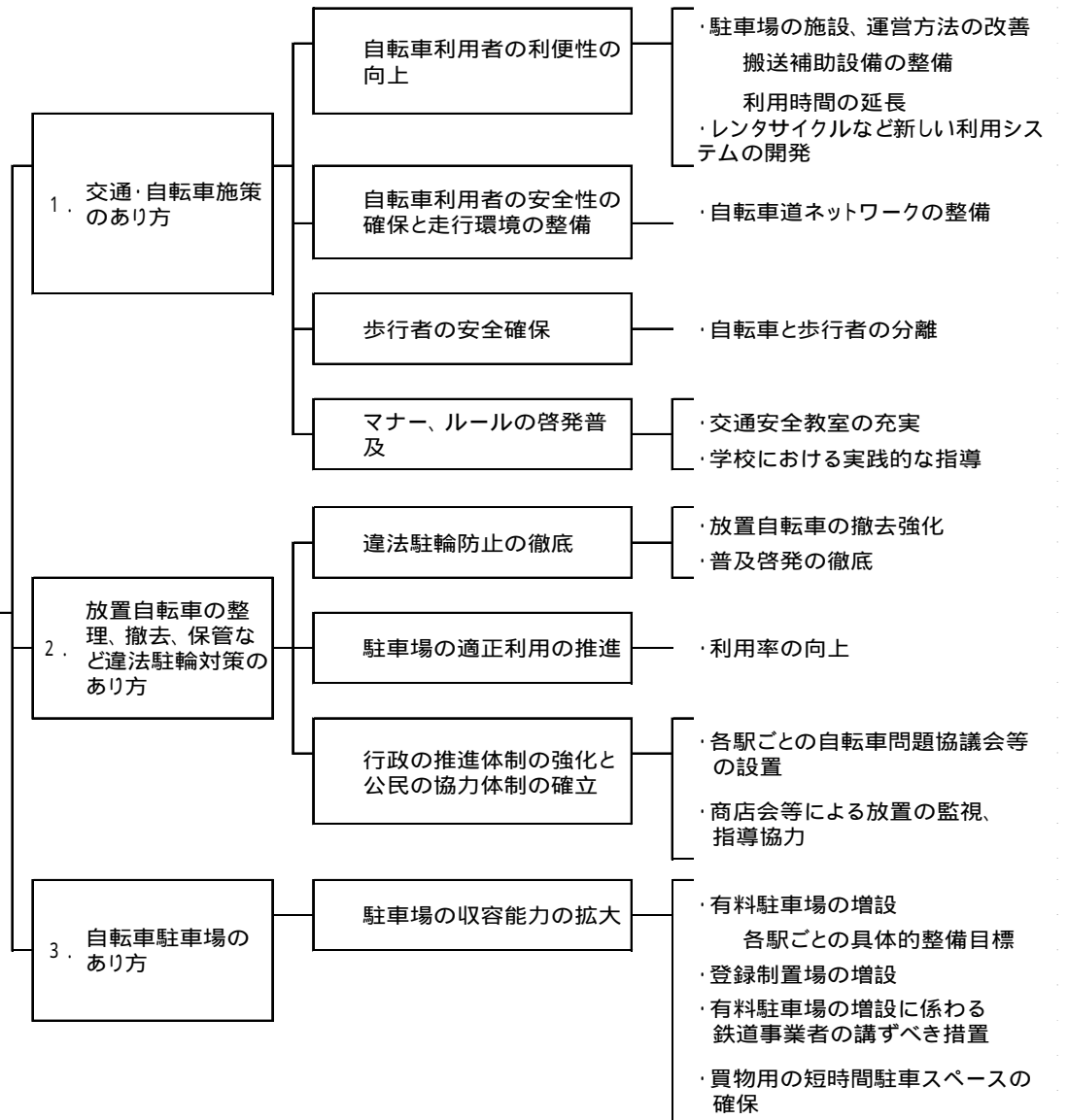
(例)  
駐車場の収容能力の拡大(駐車場の適正配置?)  
\* 自転車等駐車場の整備は、各駅ごとに整備目標を設定し、計画的な駐車容量の確保を図る、等。

第3章

「処分」を入れてほしいとの意見あり。

計画の基本理念

第2回「全体会」で示した「体系の骨子案」



(計画の体系に係る、全体会・分科会で出された意見等)

- \* 駐輪場の建設は地域住民の利便性を考慮し、区民の憩いの場、更には安全教育の場として活用できるような施設づくりという面の考慮も必要ではないか。
- \* 歩道上の利用について新しい権限が与えられるなら、それをきちんと管理する仕組みを提案する必要もある。
- \* 駐輪場利用の適正化という流れがあって、その中で放置されたものについて「こういう対策をとるべきではないか」というのが体系として適切ではないか。
- \* 「使い捨て」という問題も含めて検討することが必要ではないか。
- \* 小中学生・親に対する「啓発」「教育」は必要である。
- \* 「自転車道」の利用についての位置づけと安全確保をしっかりと確立してほしい。
- \* まちづくりのNPO等と意見を交換するなどして放置問題を考えるという方法もある。
- \* 施策については自転車利用者の責務を明確にしておいた方がよい。
- \* 交通安全指針を明確して、警察当局の協力を得ながら安全教育をしていくことも必要である。
- \* マナーに頼るには限界を超えた問題ではないか。撤去・誘導を強化したり罰金をとることも必要である。
- \* 稼働率の上まらない駐輪場の利用についても検討する必要がある。

## 第5章 施策展開の方向、重点施策

(ポイント)

- \* 第4章の計画の体系に基づき、具体的にどこで、誰が、何をすべきなのか施策の内容を示す。
- \* 各分科会で検討すべき内容か？

(例：第4章の体系に基づき具体的施策を盛り込む。以下同じ。)

- ・駐車場の運営方法の改善(利用者の推進・抑制、指定管理者制度の導入など)
- ・駐車場利用時間の延長
- ・レンタサイクルなど新しい利用システムの活用
- ・自動車道ネットワークの整備
- ・自転車と歩行者の分離
- ・親子交通安全教室の実施
- ・教育現場における実践指導 等

(例)

- ・放置自転車撤去目標の設置による撤去活動の強化
- ・啓発の徹底
- ・駐車場利用率向上のための施策の展開
- ・保管場所確保目標による保管所の計画的整備
- ・町会、商店会等による放置の監視、指導協力 等

(例)

- ・各駅ごとの整備目標による駐車場の設置・増設
- ・鉄道事業者の講ずべき具体的措置
- ・登録制置場の増設
- ・買い物客用などの短時間駐車スペースの確保 等

### (施策の具体的内容に係る、全体会・分科会で出された意見等)

- \* 池袋駅東口地下通路について無償使用提供できることになったので、詳細な検討に入りたい。
- \* 大塚駅・池袋駅の近くで用地提供できる可能性のある場所がある。
- \* 鉄道事業者には用地提供だけでなく、自ら駐輪場を整備・運営できないか検討してほしい。
- \* 法改正により道路管理者が歩道にも駐輪場を設置できるようになったときは、それも含めていろいろ議論していただきたい。
- \* 直営の駐輪場の運営など、可能な限り協力体制を持ちたい。
- \* 新駅といっても出入口さえ最小の用地しか確保できない状況で、区の要望だと用地をさらに確保して駐輪場をつくってほしいというが困難である。
- \* メトロポリタン駐輪場は3層化できないか検討してほしい。
- \* 池袋東西デッキの構想のように、鉄道敷の上空や法面の活用はできないのか。
- \* 大塚駅周辺については、当社提案の用地のほか、道路上で野ざらしになっている緑地や、歩道部分の活用、2段ラック等により結構クリアできるのではないかと。
- \* 駐輪場の「2段ラック」は非常に使い勝手が悪い。女性でも簡単に出し入れできるような装置の導入を検討されたい。
- \* 池袋西駐車場のように駅から遠い駐輪場の活用については、駅からトラックに乗せて運んで、帰りは取りに来てもらう等の方法も検討できないか。

### (その他、全体会・分科会で出された意見等)

- \* 最終的に時間切れとなり本当に議論もないまま数字だけ作られるようなことは是非避けてほしい。
- \* 協議会開催の回数が増えるなら事前の日程案を早めに示してほしい。
- \* 資料が大変複雑で沢山あると議論が混乱するので、特徴を出すときにはその部分だけを整理して別途配る等の工夫をしてほしい。
- \* 駐車場の利用者特性などがわかればきめ細かな議論もできるのではないかと。
- \* 自転車利用者の意識・意向の詳細な把握の調査はできるのか。
- \* 区側が必要とする駐輪場台数等の明確な数字の根拠を示してほしい。
- \* 「放置自転車等対策推進税」とは議論を切り離すといっても、鉄道事業者の「責任台数」ともとられるような提案の是非を問うような議論はやめてほしい。